

第9節 公害等相談について

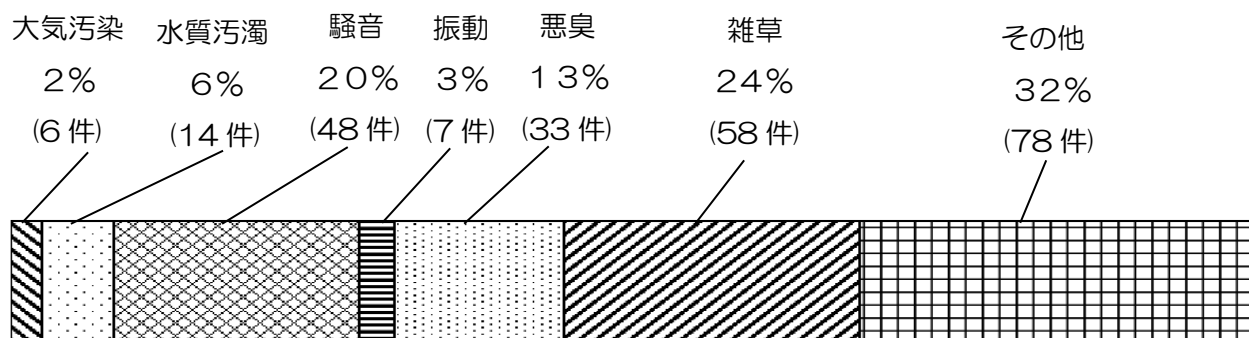
市には日々、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のほか、空き地の雑草や廃棄物の投棄などについて、市民から様々な相談が寄せられています。

1 令和3年度の相談状況

令和3年度に市へ寄せられた相談は、244件でした。

①公害等種類別の内訳

「雑草」についての相談が最も多く、次いで「騒音」、「悪臭」でした。「土壌汚染」、「地盤沈下」についての相談は寄せられませんでした。



※小数点以下四捨五入

②公害等種類別の特徴

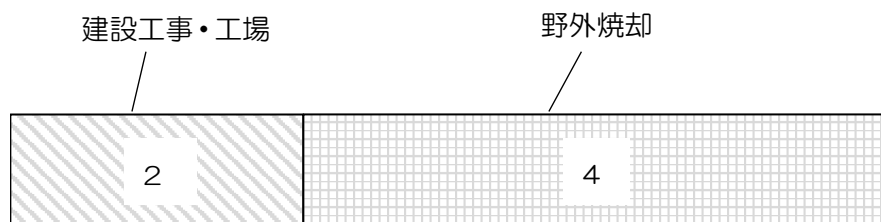
公害等の種類ごとの特徴は次のとおりです（原因者の区分については、総務省公害等調整委員会の「公害苦情調査」を参考にしています）。

・大気汚染

大気汚染については、6件の相談が寄せられました。

畑地や自宅の庭先でのごみの野外焼却が全体の7割を占めています。

市では、例年野外焼却についての相談が多く寄せられていることから、野外焼却の禁止についての記事を市報に掲載するなど、事前対応に努めました。



・水質汚濁

水質汚濁については、14件の相談が寄せられました。

河川の水質汚濁に関する相談が主ですが、汚濁の程度は、排水管付近のみに留まる小規模なものから、河川全面にわたる大規模なものまで様々です。令和3年度の原因については、自動車事故による油類の流出が

3件、工場・事業所からの原因物質の流出が2件、その他は河川工事、浄化槽の機能不全がありました。実際に汚濁の原因となる物質等が河川に流入しているときでないと特定が難しく、8件が原因不明でした。通報受付後の早急な対応に努め、原因の特定率を上げることが課題です。

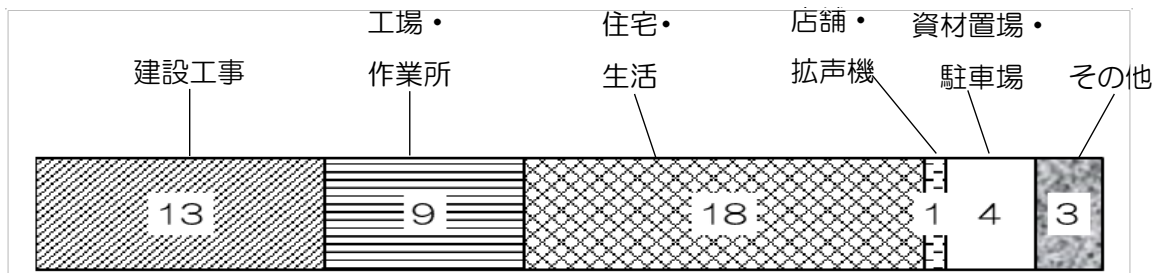
・騒音

騒音については、48件の相談が寄せられました。

原因の最多は、「住宅・生活」でした。いわゆる生活騒音と呼ばれるもので、騒音の規制基準などが法令で定められていません。そのため、最終的な解決は当事者間で行うのが原則となります。市では、普段見落としがちな生活騒音の例についての記事を市報に載せて注意を促すなど、生活騒音防止の啓発に努めています。

また、店舗の騒音防止として、狭山保健所との連携により、食品営業許可申請及び更新の際に、音響機器（カラオケ等）を設置する飲食店等に対して、深夜の営業に際しての騒音の指導を行っています。

令和3年度は、3件の店舗に対して指導を行いました（第3節2参照）。



・振動

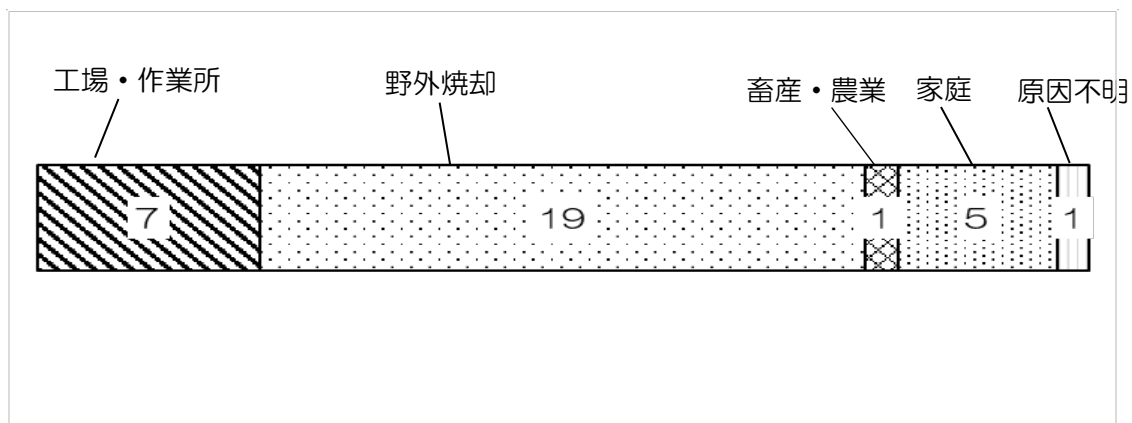
振動については、7件の相談が寄せられました。

建設工事に伴う振動が4件と、道路交通、コインランドリー、重機の移動による振動がそれぞれ1件でした。

・悪臭

悪臭については、33件の相談が寄せられました。

原因の最多は、「野外焼却」で19件でした。



- 土壌汚染

土壌汚染についての相談はありませんでした。

- 地盤沈下

地盤沈下についての相談はありませんでした。

- 雑草

雑草は相談種別としては最も多く、58件の相談が寄せられました。

相談の原因となった土地については、「民地」が52件と全体の89%を占め、次いで「市有地」(5件、9%)、「県有地」(1件、2%)、「国有地」(なし)でした。

市では、市民の方からの相談を受けた場合、空閑地の場合は「入間市空閑地の環境保全に関する条例」に基づき、土地の所有者または管理者へ除草の指導を行っています。また空閑地以外の場合でも、土地の所有者または管理者へ土地の適正管理をお願いしています。

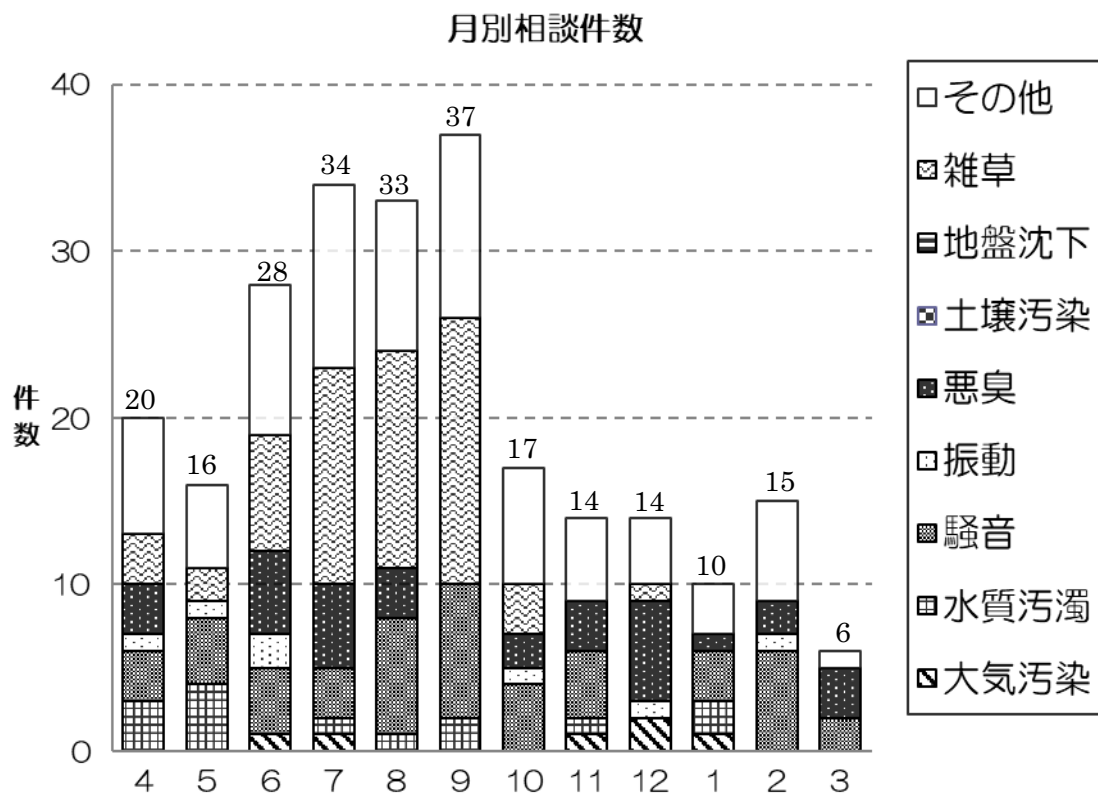
- その他

その他としては、78件の相談が寄せられました。

近所の樹木の管理(40件)が最多で、廃棄物の不法投棄(5件)の他、様々な相談がありました。

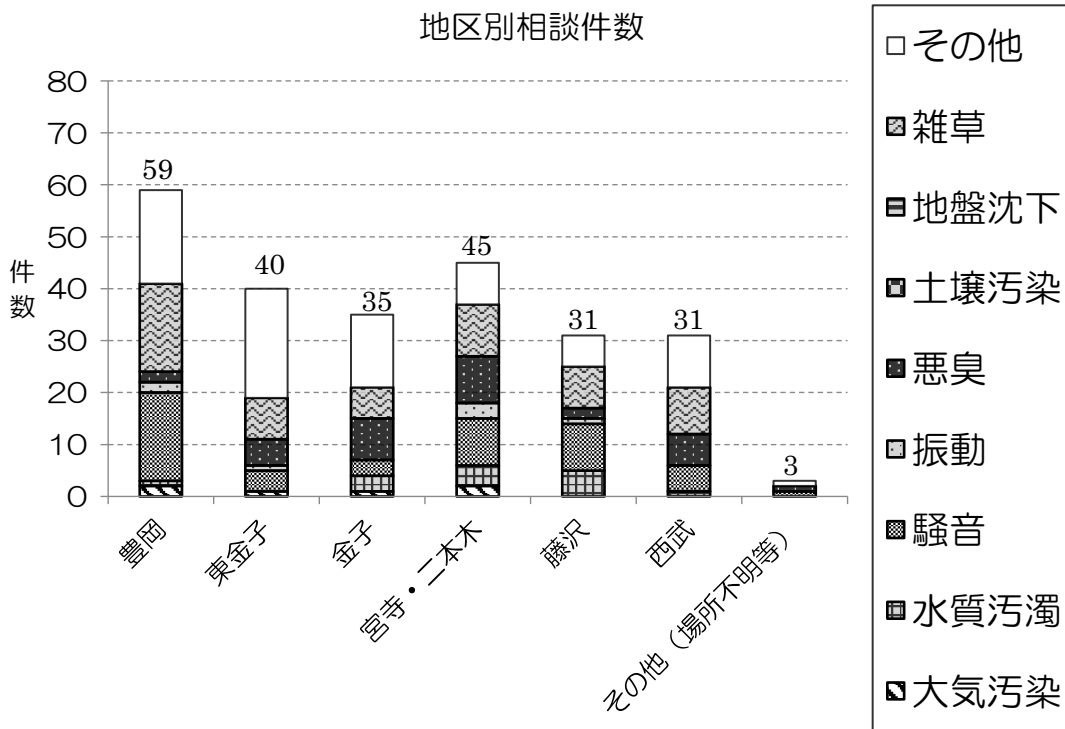
③月別の相談件数

月別で、最も相談が多かったのは、9月(37件)で、最も少なかったのは、3月(6件)でした。

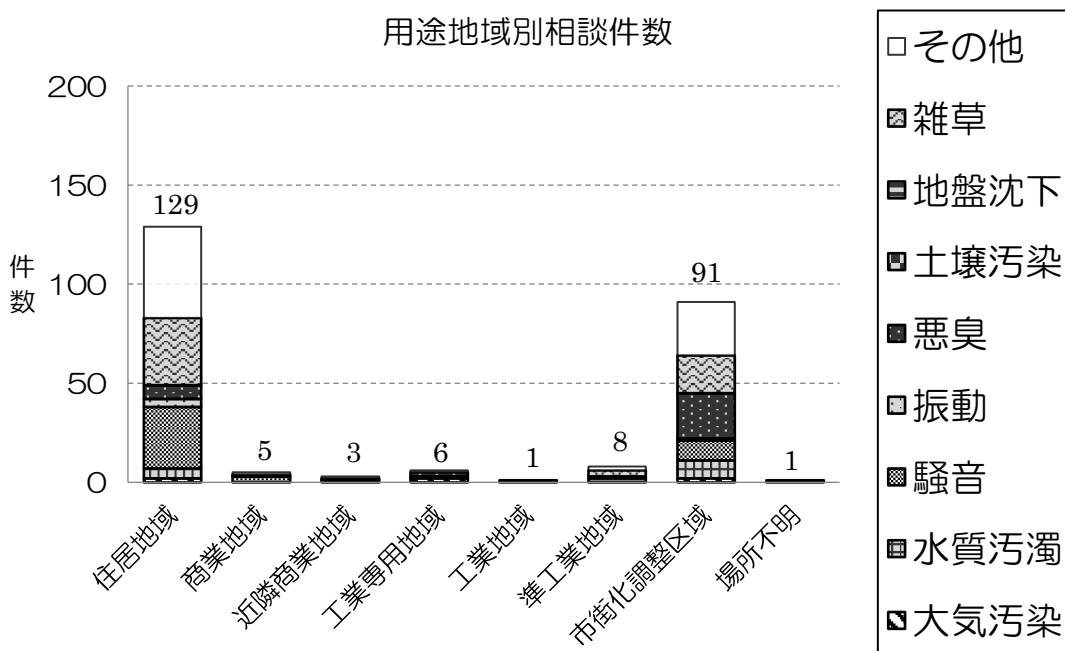


④地区別・用途地域別の相談件数 ※地区区分の詳細は目次の末尾参照

地区別では、最も相談が多かったのは「豊岡地区」（59件）で、最も少なかったのは「藤沢地区、西武地区」（31件）でした。



用途地域別（用途地域とは、都市計画法により、大枠としての土地利用を定めたもの。）では、「公害」に限ると、住居地域では、日常生活の中から発生する「騒音」が、市街化調整区域では、農地等での野外焼却の相談が多いため、「悪臭」、「大気汚染」が多くなっています。



2 公害等相談の推移

平成24年度から令和3年度の10年間における年度別相談件数は次のとおりです。200件を下回った平成24年度を除いて、230～300件前後で推移しています。公害等の種類別に見ると、特に令和3年度は、例年通り「雑草」は依然として多い一方、「コロナウイルス」の関係で「在宅」している人が多いためか、日常生活の中で発生する「生活騒音」と、ごみを自宅敷地内で野外焼却することにより発生する「悪臭」の割合が増加しています。「地盤沈下」の相談は、この10年間寄せられていません。

空き地の雑草については、日頃のパトロールを強化し、相談が寄せられる前に対応することや、原因者に対して法令を周知させることなどにより、相談及び発生件数を減少させることが課題です。

